

「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」について

＜目次＞

1 法律と国の施策

- (1) 障害者権利条約と障害者差別解消法
- (2) 障害のある学生の修学支援の動向
- (3) 紛争とは

[リンク](#)

2 障害の捉え方

- (1) 社会モデル
- (2) 障害のある学生とは
- (3) 支援が必要とされる学生の活動の範囲

[リンク](#)

3 障害のある学生を教えるときに必要なこと

- (1) 合理的配慮とは
- (2) 合理的配慮の内容の決定の手順と留意事項
- (3) 合理的配慮と卒業後に向けた支援
- (4) 合理的配慮を踏まえたシラバス
- (5) 障害のある学生と関わるときの基本的心構え

4 教育におけるユニバーサルデザイン

- (1) ハード面
- (2) ソフト面

[文献](#)

5 緊急時対応

6 入学試験・高大連携

7 就労支援

8 修学支援に当たって

一主な障害種に応じた合理的配慮及び指導方法一

- |発達障害
 - ・自閉スペクトラム症
 - ・注意欠如多動症
 - ・限局性学習症

- |精神障害

- |聴覚障害

- |視覚障害

- |肢体不自由

- |慢性疾患、難病その他の機能障害等

9 障害に関する専門用語

■ 資料編

- |障害の権利に関する条約（抄）
- |障害者基本法（抄）
- |障害を理由とする差別の解消に関する法律
- |障害を理由とする差別の解消に関する法律施行令
- |障害を理由とする差別の解消に関する法律施行規則
- |障害を理由とする差別の解消に関する基本方針
- |文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の推進に関する対応指針
- |国立大学「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」リンク集
- |障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）
- |障害のある学生の修学支援に関する検討会（第二次まとめ）

② 障害の捉え方

(1) 社会モデル

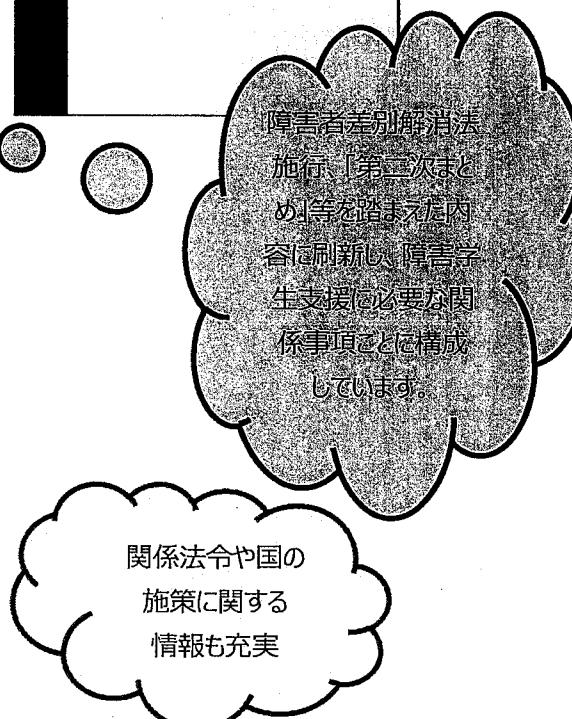
大学等において障害学生支援を行なう上で、どのような学生を障害学生として扱うかという概念を用いています。

1980年の世界保健機関（WHO）における障害者ハンドブック（ICIDH）において、障害者疾患や障害を界離し、それが、機能・形態障害（Impairment）、疾患・障害（Disability）と連結し、結果として社会的不利（Handicap）を引き起こすといふ考え方であり、障害といふ概念は、筋肉、外傷、若しくはその他の健康問題により実際にいた（感づかる）問題として捉え、専門知識による対応が求められた形での医療を必要とするものとなるなどなされていました（医学モデル：medical model）。これに対し、2001年のWHOにおける国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）においては、障害や人間の属性を二つあると見え、社会的不利（Handicap）の手筋が、原因となった状況や背景ではなく、社会の場の環境の改善に求められる社会的モデル（social model）の考え方を取り入れ、医学モデルとの対話を目ざしました。この考え方では障害は「ある」かないかではなく、人の生活機能と健康状態と持続性（健常志向と個人属性）の相互作用の観点での障害の中の見え方から見ることができます。この考え方は、以後の世界に広がる障害者の権利をめぐるシンポジウムでも、人の健康状態をこのように構成する様々な要素（因子）や環境因子との相互作用モデルの基礎として相対的なものとして捉えられています。社会において「障害」や「障害者」と一括りにはできない個々の状況があることが認識できるようになりました。2006年の国連の「障害者の権利に関する条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）もこの考え方を採用するものでした。

資料の表紙ハンドブック～本校モデル～を参考ください～

12

法律と国の施策



関係法令や国の
施策に関する
情報も充実

